

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

<p>【小型機船底びき網漁業】 手操第1種いか巣びき網漁業</p>	<p>1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、5件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が5件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が5件に到達した日以降から令和9年4月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。</p>
<p>【小型機船底びき網漁業】 手操第3種なまこけた網漁業</p>	<p>1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、95件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が95件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が95件に到達した日以降から令和9年11月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。</p>
<p>【小型機船底き網漁業】 手操第3種あかがいけた網漁業</p>	<p>1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、10件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が10件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が10件に到達した日以降から令和9年11月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。</p>
<p>【機船底き網漁業】 いわし1そう船びき網漁業</p>	<p>1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、上限に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が上限に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が上限に到達した日以降から令和9年11月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。</p>

<p>【機船底き網漁業】 いわし2そう船びき網漁業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、上限に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が上限に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。 合計数が上限に到達した日以降から令和9年9月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。
<p>【機船底き網漁業】 かなぎ1そう船びき網漁業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、上限に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が上限に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。 合計数が上限に到達した日以降から令和9年11月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。
<p>【機船底き網漁業】 さより2そう船びき網漁業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、25件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が25件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。 合計数が25件に到達した日以降から令和9年4月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。
<p>【機船底き網漁業】 とびうお2そう船びき網漁業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、5件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が5件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。 合計数が5件に到達した日以降から令和9年9月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。
<p>【機船底き網漁業】 雑魚1そう船びき網漁業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、上限に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が上限に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。 合計数が上限に到達した日以降から令和9年11月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

<p>【機船底き網漁業】 あず1そう船びき網漁業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、10件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が10件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。 合計数が10件に到達した日以降から令和9年11月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。
<p>【刺網漁業】 きす一重流し刺網漁業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、10件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が10件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。 合計数が10件に到達した日以降から令和9年11月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。
<p>【刺網漁業】 このしろ一重流し刺網漁業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、30件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が30件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。 合計数が30件に到達した日以降から令和9年11月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。
<p>【刺網漁業】 やず囲刺網漁業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、5件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が5件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。 合計数が5件に到達した日以降から令和9年11月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。
<p>【固定式刺網漁業】 雑魚固定式刺網漁業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）と、申請期間の最終日において有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が、30件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。 令和4年12月15日までの期間において合計数が30件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。 合計数が30件に到達した日以降から令和9年11月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

<p>【地びき網漁業】 地びき網漁業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、12件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。 3 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が12件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。 4 合計数が12件に到達した日以降から令和9年11月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。
<p>【かご漁業】 いかかご漁業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、5件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。 3 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が5件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。 4 合計数が5件に到達した日以降から令和9年11月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。
<p>【かご漁業】 ほかのかご漁業 ばいかご漁業 かにかご漁業 ぼらかご漁業 ふぐかご漁業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、50件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。 3 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が50件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。 4 合計数が50件に到達した日以降から令和9年11月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。
<p>【たこつば漁業】 延縄式たこつば漁業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年12月1日から令和4年12月15日までとする。 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、15件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。 3 令和4年12月15日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が15件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。 4 合計数が15件に到達した日以降から令和9年11月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。